

生活防衛対策の概要

雇用創出など狙い(財政支出(10兆円))			
	規模	主な内容	財源措置
10兆円未満の追加経済対策	6兆円	定額給付金、子育て支援	主に補正(1兆円は地方予算)
雇用対策	1兆円	雇用創出の基金設立、再就職支援	補正 + 09年度予算
地方交付税増額	1兆円	公共事業など	09年度予算
中小企業の支援	1兆円	緊急事態への備え	
救済策	1兆円	住宅ローン減税など	
金融の不安解消(13兆円)			
金融機関への貸付増額	10兆円	地域金融機関などへの貸付注入	補正で保証枠
企業への融資	2兆円	政策投資銀行が実施	補正と既存制度拡充
金融緩和策	1兆円	政投銀などが実施	

生活防衛対策(23兆円) 12/12

追加経済対策(27兆円) 10/30

経済対策は総額44兆円規模に

(注)財源措置は未確定のものもある。補正は今年度第2次補正予算案



記者会見する麻生首相(12日、首相官邸)

消費増税「11年度に」

雇用や資金繰り 生活防衛対策

麻生首相は12日、首相官邸で記者会見し、雇用情勢の悪化や景気後退に対応するための緊急対策の取りまとめを発表した。中期の経済政策の悪化に備えて政府の裁量で使える一兆円規模の「経済緊急対応予備費」を新設。事業規模は十月に発表した追加経済対策との重複分を含め約二十三兆円となる。首相は積極的な財政出動を続ける一方で、景気回復を条件に二〇一一年度に消費増税を引き上げる意向を表明した。(予備費は三割一きょうの「1兆」参照)「関係記事は別面」

首相発表 事業規模23兆円

「緊急予備費」に1兆円

程度の高まりとなる。具体的な対策は年末に発表される。今回の対策のポイントは、刻々悪化する雇用問題と企業の資金繰り不安への対応。首相は「先導的な政策として実行可能な政策として、住宅金融支援機構による中小の不動産

2009年度税制改正大綱のポイント

減税は年間1兆800億円規模

- 住宅ローン減税、最大600万円所得税額が控除枠に満たない場合は余りを個人住民税から減税
- 住宅の投資型減税を創設。長期優良住宅を新築した場合、所得税を軽減
- 土地譲渡益を一部非課税に。09-10年に購入し保有期間5年超の場合に限定
- 中小企業を支援。法人税の軽減税率を2年間、現行の22%から18%に
- 繰り戻し還付制度を復活。中小企業で生じた欠損金を繰り戻し還付
- 省エネ投資を後押し。エネルギー利用を効率化する設備を即時償却可能に
- 海外からの利益還流。海外子会社から受け取る配当を益金不算入に
- 事業継承の円滑化。継承する株式の8割の相続税を納税猶予
- 証券優遇税制を延長。上場株式の課税軽減措置を11年まで延長
- 投資家のすそ野拡大。少額投資の非課税措置を12年以降に導入
- 新車購入を支援。低公害車を買う場合、重量税・取得税を軽減・免税
- 道路特定財源を一般財源化。地方道路税を「地方揮発油税」に名称変更。各税目の引道を自由に

時限減税で景気刺激

住宅・省エネ・投資に重点

与党税制大綱

金融機能強化法が成立

- 金融機関への予防的な公的資金の資本注入を可能に
- 3月に切れた申請期限を2012年3月末まで延長

給油延長法が成立

- 来年1月15日で期限が切れるインド洋での海上自衛隊による給油活動を1年間延長
- 海上自衛隊に参加する米軍などの艦船に無償で給油・給水

事業者への低利融資の企業の採用内定取り消しに関する相談や指導の強化などを想定する。首相は財源の不足分について財政投融資特別会計などの埋蔵金を活用する意向を表明。景気後退に伴う法人税の減収など、対策の目玉の一つが新設する一兆円規模の「緊急予備費」(首相)に備えて政府の裁量で使える特別枠となり、雇用対策や公共事業などに柔軟に活用する。地方交付税の二兆円増額も表明。道路建設や森林整備などの事業を通じた雇用拡大を目指す。失業率への住宅人雇用創出の資金の活用創出のための基金の新設と総合的な雇用対策を要する。土地税制では現行の軽減措置について登録免許税は二年、不動産取得税は三年延長する。〇九・一〇年に購入した土地を対象とする譲渡益課税の非課税枠は、個人・法人を問わず利用可能。中小企業を重点的に減税し、現行の法人税の軽減税率(二二%)を来年度から二年間は一八%に引き下げる。低減する株式市場の対策として、〇九・一〇年の三年間、上場株式などの譲渡益と配当にかかる税率を一〇%(本則二〇%)に軽減する。揮発油などの道路特定財源の一般財源化に際しては本税率を二五%に引き上げ、地方道路税の税率(約四〇%)の引き上げの所得税率の最高税率(四〇%)の引き上げの納税者負担制度の導入準備などを実施する方向を盛り込んだ。

「経済状況の好転後に速やかに実施し、二〇一〇年代半ばまでに持続可能な財政構造を確立」と言及するにとどまった。一方で、本税率を二五%に引き上げ、地方道路税の税率(約四〇%)の引き上げの所得税率の最高税率(四〇%)の引き上げの納税者負担制度の導入準備などを実施する方向を盛り込んだ。

得税の最高税率の引き上げ方針を明記した。関連記事2、3、5、13面、税制改正大綱の要旨(別面)に掲載。大綱は麻生首相が掲げる「三年以内の景気回復」を認識した内容となつた。大きな増税項目は、消費増税の引き上げと、土地・住宅税の引き上げ。住宅・省エネ・投資に重点を置く。省エネ投資を後押し。エネルギー利用を効率化する設備を即時償却可能に。海外からの利益還流。海外子会社から受け取る配当を益金不算入に。事業継承の円滑化。継承する株式の8割の相続税を納税猶予。証券優遇税制を延長。上場株式の課税軽減措置を11年まで延長。投資家のすそ野拡大。少額投資の非課税措置を12年以降に導入。新車購入を支援。低公害車を買う場合、重量税・取得税を軽減・免税。道路特定財源を一般財源化。地方道路税を「地方揮発油税」に名称変更。各税目の引道を自由に。

首相が否定。話し合い解散。通常国会来月5日召集。麻生首相は12日の記者会見で、次期通常